

計画作成年度	平成24年度
計画主体	御浜町

御浜町緊急捕獲等計画

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、実施計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンシカ
計画期間	平成24年度 ～ 平成27年度
対象地域	御浜町内

- (注) 1 計画期間は、原則として平成24年度から平成27年度の4年間とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で本計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 被害の現状及びこれまで講じてきた被害防止対策

(1) 被害の現状（平成23年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル、ニホンシカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ	水稲、柑橘、ウメ、タケノコ、その他野菜	面積 45.1 ha

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く)等を記入する。

(2) 被害の傾向

御浜町は中山間地域であり、鳥獣による農作物への被害が町内全域に及んでいる。被害は年々増加傾向にあり、農家の生産意欲の低下が懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	有害鳥獣捕獲制度による駆除を町内猟友会 分会に依頼。	猟友会員数の減少と高齢化に伴い成果が上がりにくくなっている。
防護柵の設置に関する取組	・電気柵を設置する場合において、原材料費の1/3を町で補助。ただし、獣害に対する正しい知識を獲得するため、町の指定する講習を受講した者に限る。 ・山間部の国営農地開発事業で開発した大規模農地等に関しては近隣に集落がなく、迅速な追い払い活動の実施が難しいため、国・県事業を活用しながら、防護柵の整備を推進すると同時に、入植者同士が協力できる体制づくりを目指す。	集落単位での追い払いの重要性は浸透してきているが、まだまだ取組が充分とは言えず、更に普及していく必要がある。 また、農地が集落の近くから離れているような場合（例えば山間部の国営農地開発事業で開発した大規模農地等）については未だに対策が個人単位のものが主であり、ともすれば加害鳥獣の餌場、繁殖場となっていることから、対策を早急に進める必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策（捕獲及び防護柵設置に関する取組）と課題について記入する。
2 「捕獲に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理等について記入する。

3. 取組内容

(1) 緊急捕獲活動に関する事項

①対象鳥獣の捕獲体制

町内猟友会の4分会において、有害鳥獣捕獲制度を利用した駆除を行っていく。
また、鳥獣被害対策実施隊は関連情報等を収集し、実務を担う町内猟友会の4分会に対し、助言、支援を行っていく。

(注) 捕獲計画及び捕獲目標の達成に向けて十分な体制となっているか精査した上で、鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員、狩猟者団体等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、緊急捕獲活動に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

②活動方法

有害鳥獣捕獲制度に基づく捕獲許可については、イノシシ、ニホンジカについては猟期を除く期間を、ニホンザルについては年間を通じ許可を行い、緊急捕獲間を通して捕獲不可能時期が無いような体制を確立する。
なお、捕獲は御浜町一円でを行い、銃、わなを使って実施する。また捕獲後は原則埋設にて処理する。

(注) 1 捕獲計画及び捕獲目標の達成に向けて十分な体制となっているか精査した上で、緊急捕獲活動の実施予定時期、捕獲予定場所、わな等の捕獲手段、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

③捕獲計画（捕獲目標）

捕獲計画数（捕獲目標）設定の考え方

ニホンザル、イノシシについては過去の有害捕獲実績の2倍強、近年目撃数や被害が増えたとの報告が多いニホンジカについては4倍程度の目標を設定した。

対象鳥獣	有害捕獲実績 (21年度～23年度の平均) () 内は各年度実績値	捕獲計画数			
		24・25年度	26年度	27年度	合計(捕獲目標)
ニホンザル	32 (20、45、31)	50・100	100	100	350
イノシシ	89 (63、107、98)	25・200	200	200	625
ニホンジカ	24 (20、30、22)	25・100	100	100	325

(注) 1 有害捕獲実績には、直近3ヶ年の有害捕獲頭数の平均値を記入する。
2 捕獲計画数及び捕獲目標は、有害捕獲実績を上回り、かつ、被害防止計画における捕獲計画数を超えない範囲で設定する（狩猟による捕獲は含めない）。

(2) 侵入防止柵の機能向上整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	24・25年度	26年度	27年度	合計
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	木和田団地 阿田和団地 I L=9, 100m 上段: 電気柵 下段: 金網柵 (H1. 8m, 金網1. 5m, 電気3段) (既存の柵はイノシシ を対象とした3段の電 気柵)			L=9, 100m 上段: 電気柵 下段: 金網柵 (H1. 8m, 金網1. 5m, 電気3段)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模、既存の柵との関係等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

4. その他対策の実施に関し必要な事項

(注) その他対策の実施に関し必要な事項について記入する。

5. その他の留意事項

- (1) 各事業年度ごとに、捕獲計画の達成状況、被害の発生状況等から、対策の効果が得られているか検証を行うとともに、十分な効果が得られていない場合には本計画を見直し、捕獲体制や活動方法の改善等を行うものとする。
- (2) 本計画と御浜町被害防止計画、三重県鳥獣保護事業計画、及び特定鳥獣保護管理計画の整合性を確保するため、事業の進捗状況に合わせ、必要に応じて本計画及び御浜町被害防止計画の見直しを実施するものとする。